

岡谷市
新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8（2026）年3月

長野県岡谷市

目次

第1編 行動計画の基本事項

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画.....	- 2 -
第1節 市行動計画作成の主旨.....	- 2 -
第2節 市行動計画の位置づけ.....	- 2 -
第3節 対象とする疾患.....	- 3 -
第2章 行動計画の改定と感染症危機対応.....	- 4 -
第1節 新型コロナウイルス感染症対応での経験.....	- 4 -
第2節 市行動計画改定の目的.....	- 5 -
第3節 市行動計画策定の経過.....	- 5 -
第4節 感染症危機管理の体制.....	- 6 -

第2編 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方.....	- 12 -
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略.....	- 12 -
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	- 14 -
第3節 さまざまな感染症に幅広く対応できるシナリオ.....	- 17 -
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....	- 20 -
第5節 対策推進のための役割分担.....	- 23 -
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点.....	- 26 -
第1節 市行動計画における対策項目等.....	- 26 -
第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等.....	- 33 -
第1節 市行動計画等の実効性確保.....	- 33 -

第3編 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組

第1章 実施体制.....	- 36 -
第1節 準備期.....	- 36 -
第2節 初動期.....	- 37 -
第3節 対応期.....	- 38 -
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	- 40 -
第1節 準備期.....	- 40 -
第2節 初動期.....	- 41 -
第3節 対応期.....	- 42 -
第3章 まん延防止.....	- 44 -
第1節 準備期.....	- 44 -
第2節 初動期.....	- 44 -

第3節 対応期	- 45 -
第4章 ワクチン	- 47 -
第1節 準備期	- 47 -
第2節 初動期	- 51 -
第3節 対応期	- 52 -
第5章 保健	- 54 -
第6章 物資	- 55 -
第1節 準備期	- 55 -
第2節 初動期・対応期	- 55 -
第7章 市民生活および地域経済の安定の確保	- 56 -
第1節 準備期	- 56 -
第2節 初動期	- 57 -
第3節 対応期	- 58 -
用語集	- 62 -

第1編

行動計画の基本事項

第1編 行動計画の基本事項

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

第1節 市行動計画作成の主旨

新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれにともなう社会的影響をもたらすことが懸念されている。

それは、未知の病原体についても、既知の病原体であってもウイルスの変異などによる新型のウイルスの出現であれば同様であり、その感染性¹の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性²が高い新型インフルエンザ等感染症や、同様に危険性のある指定感染症および新感染症（以下「新型インフルエンザ等³」という。）が発生した場合に、国民の生命および健康を保護し、国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者などの責務等を定めたものである。

この特措法および感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、本市全体の態勢を整備するため、岡谷市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を定めるものである。

第2節 市行動計画の位置づけ

- ・市行動計画は、特措法第8条の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を示すもので、長野県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に基づく市町村行動計画に位置づけられるものである。
- ・市行動計画においては、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症などが流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、さまざまな状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すもの

1 本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度」及び「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度（伝播性）」のことを指す言葉として用いている。

2 本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質」及び「病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。

3 特措法第2条第1号

である。

- ・新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練などを通じた改善等を踏まえて、計画の定期的な検討を行い、県行動計画の変更があった場合には、適時適切に見直しを行う。

第3節 対象とする疾患

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないことなどから、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活および国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして、感染症法第6条第7項から第9項に規定された感染症である。

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

第2章 行動計画の改定と感染症危機対応

第1節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、「新型コロナ」という。）⁴は、令和2（2020）年1月に国内初の感染者が確認されて以降、長きにわたり市民の生活に大きな影響を及ぼした。

本市では、国内の感染者の確認や、閣議決定による政府の新型コロナウイルス感染症対策本部や長野県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が設置されたこととともに、「岡谷市感染症対策情報連絡会」、「岡谷市感染症対策幹事会」を開催し情報共有を行うとともに、同年2月に「岡谷市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、対応に当たった。

ウイルスが次々と変異を繰り返す中で、国が決定した基本的対処方針も踏まえ、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り重症者の発生を減らすとともに、医療提供体制の崩壊を防止することにより、市民の生命と健康を守ることを目標に、市民の生活や経済に及ぼす影響に配慮しつつ、試行錯誤しながらさまざまな取組を、全庁を挙げて強力に進めてきた。

具体的には、市民の行動変容（マスク着用や換気、手洗い、人混みを避けるといった基本的な感染対策の徹底など）の促進や情報発信、不要不急の外出自粛や検査キットの無料配布などの感染対策を講じるとともに、集団接種や個別接種により市民に対するワクチン接種に積極的に取り組み、まん延防止に努めた。

令和5（2023）年5月8日には感染症法上の5類感染症に位置づけが変更され、行政が特措法や感染症法などに基づくさまざまな要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、自主的な取組を基本とする対応に移行した。

次の感染症危機に備えるため、この経験を活かした取組を、市を挙げて進めることが重要である。

⁴ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

第2節 市行動計画改定の目的

今般の新型コロナウイルス感染症への対応（以下「新型コロナ対応」という。）を振り返り、国、県および市において課題を整理したところ⁵、「平時の備えの不足」、「変化する状況への機動的な対応」、感染症に係る差別や偏見の一因となった「情報発信のあり方」が主な課題として挙げられた。

そのため、県では、次なる感染症危機対応を行うに当たり、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くしなやかに対応できる社会を目指し、基本目標を

- ・感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ・市民生活および社会経済活動への影響の軽減
- ・対策の実施に当たっての基本的人権の尊重

とし、令和7（2025）年3月に県行動計画の全面改定を行った。

従前の市行動計画は、平成26（2014）年3月に策定されたものであるが、県行動計画の全面改定にともない、県とともにこれらの目標を実現できるよう、市行動計画を全面改定するものである。

なお、ワクチン接種における具体的な実施方法などの詳細は、業務継続計画とともに「岡谷市新型インフルエンザ等対策行動計画実施マニュアル（以下「市行動計画実施マニュアル」という。）により別に定める。

第3節 市行動計画策定の経過

平成20(2008)年 5月	感染症法における「新型インフルエンザ等感染症」の新設
平成21(2010)年 2月	政府行動計画の全面改定
平成21(2010)年 4月	県行動計画の全面改定
平成22(2011)年 2月	市行動計画策定
平成25(2013)年 4月	新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行
平成25(2013)年 11月	県行動計画の改定
平成26(2014)年 3月	市行動計画の改定
令和6(2024)年 7月	政府行動計画の全面改定
令和7(2025)年 3月	県行動計画の全面改定

⁵ 国では新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）において、令和5年12月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」として、取りまとめられた。

第4節 感染症危機管理体制

1 市の体制

(1) 考え方

全庁的な危機管理の問題として、国、県、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。また、圏域市町村と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認を行う。

(2) 全庁的、全市的な取組

新型インフルエンザ等が発生する前から実施体制の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部署などの連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進する。

健康推進課や危機管理室をはじめ、関係各課においては、県や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

(3) 実施体制

① 岡谷市新型インフルエンザ等対策本部⁶（以下「市対策本部」という。）

政府により新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下、「緊急事態宣言」という。）がされたときは、直ちに市対策本部を設置し、特措法に基づき必要な措置を講じる。

また、県が県対策本部を設置、その他必要な場合には、任意の市対策本部を設置することとする。

ア 構成

- ・本部長：市長
- ・副本部長：副市長、教育長、病院事業管理者
- ・本部長員：企画政策部長、総務部長、市民環境部長、健康福祉部長、産業振興部長、建設水道部長、教育部長、議会事務局長、市民病院事務部長、その他市長が指名するもの
諏訪広域消防本部消防長又は消防長が指名するもの
- ・本部職員：企画課長、秘書広報課長、総務課長、財政課長、会計管理者
- ・事務局：健康推進課、危機管理室

イ 所管事項

- ・新型インフルエンザ等の国が決定した基本的対処方針の確認・周知に関すること。
- ・新型インフルエンザ等の発生動向の把握に関すること。

6 特措法第34条

(1-2) 行動計画の改定と感染症危機対応

- ・市内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。
- ・市内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関すること。
- ・予防接種の実施に関すること。
- ・市内発生時における社会機能維持に関すること。
- ・関係機関などとの連絡調整に関すること。
- ・市民に対する正確な情報の広報に関すること。
- ・その他市対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

② 岡谷市新型インフルエンザ等対策幹事会（以下「市対策幹事会」という。）

新型インフルエンザ等対策に関する業務を迅速かつ効果的に推進するため、市対策本部の補助組織として市対策幹事会を設置する。本幹事会では、新型インフルエンザ等の国が決定した基本的対処方針の確認・周知、予防対策、関係機関との連絡調整に関することなどを行う。

ア 構成

- ・幹事長：健康福祉部長
- ・副幹事長：総務部長
- ・幹事：企画政策部長、市民環境部長、産業振興部長、建設水道部長、教育部長、議会事務局長、市民病院事務部長、その他市長が指名するもの
- ・副幹事：企画課長、秘書広報課長、総務課長、財政課長、会計管理者
- ・事務局：健康推進課、危機管理室

イ 所管事項

- ・新型インフルエンザ等の国が決定した基本的対処方針の確認・周知に関すること。
- ・新型インフルエンザ等の予防等対策に関すること。
- ・職員の動員計画に関すること。
- ・新型インフルエンザ等情報などの広報に関すること。
- ・関係機関などとの連絡調整に関すること。
- ・市対策本部の設置の検討に関すること。
- ・その他新型インフルエンザ等対策に関すること。

③ 岡谷市新型インフルエンザ等対策情報連絡会（以下、「市対策情報連絡会」という。）

新型インフルエンザ等対策に関する業務を迅速かつ効果的に推進する

(1-2) 行動計画の改定と感染症危機対応

ため、市対策幹事会の補助組織として市対策情報連絡会を設置する。本連絡会では、新型インフルエンザ等の発生状況の情報集約・共有・分析、発生に備えての準備に関することなどを行う。

ア 構成

- ・企画課長、秘書広報課長、総務課長、財政課長、消防課長、危機管理室長、社会福祉課長、介護福祉課長、子ども課長、健康推進課長、教育総務課長、会計管理者、市民病院庶務課長
- ・事務局：健康推進課、危機管理室

イ 所管事項

- ・新型インフルエンザ等の発生状況の情報集約、共有、分析に関すること。
- ・庁内の体制づくりに関すること。
- ・新型インフルエンザ等情報などの広報に関すること。
- ・発生に備えての準備（行動計画等の見直し）に関すること。
- ・その他新型インフルエンザ等対策に関すること。

④各部署の所管事務

新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、各部署の所管事務は下記のとおりとし、連携を図りながら全庁的な取り組みを行う。なお、新型インフルエンザ等対策は、その発生状況に応じ臨機応変な対応が求められるため、その役割を変更して対応することもある。

部署等	主な役割
企画政策部	<ul style="list-style-type: none">・情報提供に関すること・近隣自治体との連携（他部署等に係るものを除く）に関する こと・所管する施設における予防・まん延防止対策に関すること・社会活動及び事業活動自粛等（他部署等に係るものを除く）に 関すること
総務部	<ul style="list-style-type: none">・市対策本部の事務に関すること・国、長野県との連携（他部署等に係るものを除く）に関する こと・所管する施設における予防・まん延防止対策に関すること・社会活動及び事業活動自粛等（他部署等に係るものを除く）に 関すること・警察との連絡等に関すること・庁舎の衛生管理に関すること・職員の動員計画に関すること

(1-2) 行動計画の改定と感染症危機対応

(総務部)	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員の新型インフルエンザ等感染予防に関すること
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の事務に関すること ・新型インフルエンザ等の発生状況、予防対策等に関すること ・新型インフルエンザ等のサーベイランスに関すること ・予防接種に関すること ・市民からの相談（各部署等に係るものを除く）に関すること ・社会活動及び事業活動自粛等（他部署等に係るものを除く）に関すること ・国、長野県、近隣自治体との連携（他部署等に係るものを除く）に関すること ・医師会等との医療体制（他部署等に係るものを除く）に関すること ・所管する施設における予防・まん延防止対策に関すること ・福祉施設における予防・まん延防止対策に関すること ・高齢者、障がい者等の要支援に関すること
市民環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する施設における予防・まん延防止対策に関すること ・社会活動及び事業活動自粛等（他部署等に係るものを除く）に関すること ・遺体の処理に関すること ・ごみの排出規制に関すること
産業振興部	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関、ライフライン事業者との連絡等（他部署等に係るものを除く）に関すること ・所管する施設における予防・まん延防止対策に関すること ・社会活動及び事業活動自粛等（他部署等に係るものを除く）に関すること ・企業の事業活動自粛等（他部署等に係るものを除く）に関すること ・食料及び生活必需品の安定供給等に関すること
建設水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道の安定供給に関すること ・下水道事業の確保に関すること
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する施設における予防・まん延防止対策に関すること ・社会活動及び事業活動自粛等（他部署等に係るものを除く）に関すること ・長野県との連携（他部署等に係るものを除く）に関すること

(1-2) 行動計画の改定と感染症危機対応

病院事業	<ul style="list-style-type: none">・市民病院における予防・まん延防止対策に関する事・市民病院における医療の確保に関する事・第2種感染症指定医療機関として医療体制に関する事・医師会等との医療体制に関する事
会計管理	<ul style="list-style-type: none">・他部署の応援に関する事
選挙管理委員会	<ul style="list-style-type: none">・他部署の応援に関する事
議会事務局	<ul style="list-style-type: none">・他部署の応援に関する事

⑤有識者からの意見聴取

新型インフルエンザ等発生時の対応に関して、医学、公衆衛生の学識経験者の意見を聞く。

第2編

新型インフルエンザ等対策の実施に関する 基本的な方針

第2編 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方

基本理念

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会をめざす。

感染症危機に対応できる 平時からの体制づくり

- ・迅速な初動体制の構築
- ・訓練による点検・改善
- ・DXの推進、人材育成などの対応力強化

市民生活及び社会経済 活動への影響の軽減

- ・バランスを踏まえた対策
- ・適切な情報提供・共有による市民の理解増進

対策の実施に当たっての 基本的人権の尊重

- ・必要最小限の行動制限
- ・感染症についての差別・偏見の防止
- ・社会的弱者への配慮

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略

1 新型インフルエンザ等の特徴

(1) 発生の予測や阻止が困難であること

- ・新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難である。
- ・発生そのものを阻止することは不可能である。
- ・世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、市内への侵入も避けられないと考えられる。

(2) 市民の生命、健康や生活・経済に大きな影響を与えること

- ・長期的には、市民の多くが罹患するおそれがある。
- ・患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまう。
- ・病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、生活や経済にも大きな影響を与えかねない。

2 対策の目的および戦略

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護すること

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造などのための時間を確保する。

(2-1) 新型インフルエンザ等対策の目的および
実施に関する基本的な考え方等

- ・ 流行のピーク時の患者数などをなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減することで、患者数などが医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活および地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活および社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 市民生活および地域経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策などにより、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施などにより、医療の提供に関する業務又は市民生活および地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

1 柔軟な対応

過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験などを踏まえ、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うこととなる。

市行動計画では、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症などが流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、さまざまな状況で対応できるよう、対策の選択肢を示していく。

また、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性⁷等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性および対策そのものが市民生活および市民経済に与える影響などを総合的に勘案し、実施すべき対策を決定する。

2 段階に応じた対応

(1) 準備期（発生前の段階）

地域におけるワクチンの接種体制の整備、市民に対する啓発、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善など、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

(2) 初動期（発生した段階）

国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階では、直ちに初動対応の体制に切り替える。

(3) 対応期

① 発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期

感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講ずる。

また、病原性の程度に応じて、国や県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限などに協力する。

国内外の発生当初など病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見なども踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施する。

常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、さらなる情報が

⁷ 感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

(2-1) 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方等

得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数を減少させるための対策など、適切な対策へと切り替える。

状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図るなどの見直しを行う。

② 感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期

国、県、事業者などと相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活および市民経済の維持のために最大限の努力を行う。

また、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め、さまざまな事態が生じ、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられるので、状況に応じて臨機応変に対処していく。

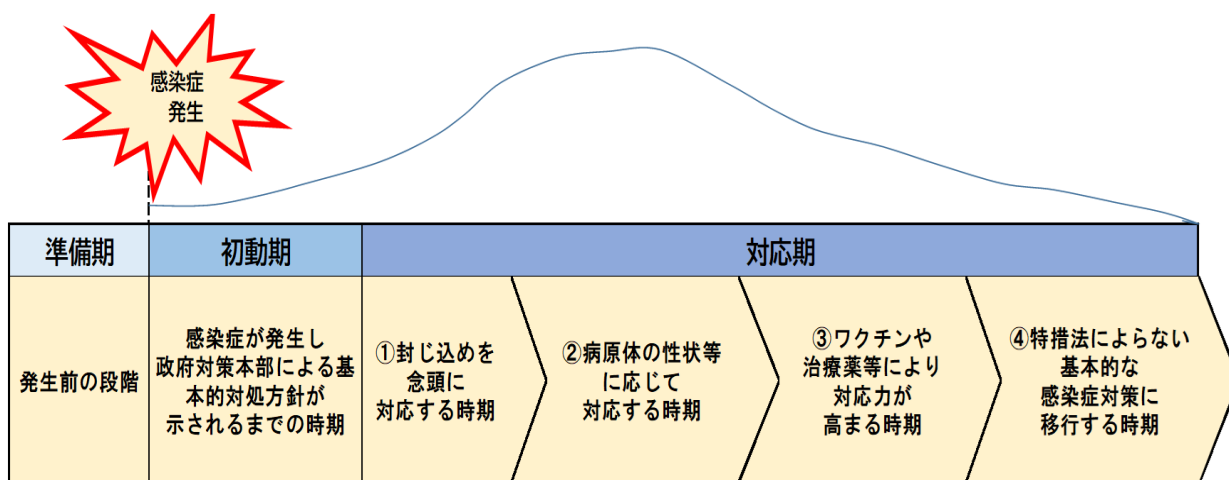
くわえて、地域の実情などに応じて、県対策本部と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。

③ ワクチンや治療薬などにより対応力が高まる時期

科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及などの状況の変化等にあわせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

④ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的には、流行状況が収束⁸し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。



⁸ 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

(2-1) 新型インフルエンザ等対策の目的および 実施に関する基本的な考え方等

3 社会全体で取り組む感染拡大防止策

不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限などの要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待される。そのため、すべての事業者は自発的に職場における感染予防に取り組むほか、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討する。

市は、事業者の従業員のみ患などにより、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて市民に周知し、理解を得るための呼びかけを行う必要がある。

4 市民の感染拡大防止策

事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行う必要がある。

新型インフルエンザ等対策は、日ごろからの手洗いやマスク着用といった咳エチケットなど、季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。

特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

第3節 さまざまな感染症に幅広く対応できるシナリオ

1 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症等も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策などについても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及などの状況の変化や社会経済などの状況にあわせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化およびこれらにともなう感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

これら有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性など)のリスク評価の大括りの分類⁹を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。

2 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)

感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化などに応じて幅広く対応するため、初動期および対応期を、時期ごとの対応の特徴も踏まえ、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう有事のシナリオを想定する。

なお、時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3編の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組¹⁰」において、それぞれ必要となる具体的な対策を定める。

また、感染や重症化しやすいグループが、子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置などについては、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入のあり方も変化することに留意しつつ対策を定める。

⁹ リスク評価の大括りの分類の例は、第3編第3章第3節(まん延防止 対応期)の記載を参照。

¹⁰ 第3編「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組」については、P32以降を参照。

(2-1) 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方等

(1) 初動期

感染症の急速なまん延およびその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

(2) 対応期

対応期については、以下の①から④までの時期に区分する。

- ① 封じ込めを念頭に対応する時期
- ② 病原体の性状等に応じて対応する時期
- ③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ④ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

① 封じ込めを念頭に対応する時期

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向なども考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。

この段階で新型インフルエンザ等であることが判明した場合は、国などが行う抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の開発や生産の要請などに関する情報を収集し、予防接種体制の構築に備える。

② 病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状などを踏まえた県等によるリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間などを考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置などを講ずることを検討する。

その際、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及などにより、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき、対策を柔軟かつ機動的に切り替える。ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。

(2-1) 新型インフルエンザ等対策の目的および 実施に関する基本的な考え方等

また、ワクチンや治療薬の有無、開発の状況などによっては、こうした時期が到来せずに、次の④「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

④ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチンなどにより免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下することおよび新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

1 国、県等との連携協力

国、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

2 平時の備えの整理や拡充

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(2) 初発の感染事例の探知と迅速な初動の体制整備

初動対応については、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(3) 関係者や市民などへの普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を、広く感染症対策に携わる関係者や市民などに持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施などを通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(4) ワクチンの接種体制、リスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、ワクチンの接種体制を整備するとともに、リスク等に関する正確な情報を双方向で共有し、理解を深めるリスクコミュニケーションなどについて、平時からの取組を進める。

(5) 負担軽減や情報の有効活用、国と県との連携等のためのDXの推進や人材育成等

医療関連情報の有効活用、国と県との連携の円滑化などを図るためのDXの推進のほか、人材育成、国と県との連携などの複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

3 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、円滑な対策の切替えを

(2-1) 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方等

行うに当たり、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況なども含めたリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合には、適時適切に感染拡大防止措置などを講ずる。

その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済などに与える影響にも十分留意する。

(2) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及などの状況の変化や社会経済等の状況にあわせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

(3) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、県等のリスク評価などに応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安などを示す。

(4) 市民などの理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。平時から感染症や感染対策の基本的な知識について、学校の現場をはじめさまざまな場面を活用して普及に努めるとともに、市民等が適切な判断や行動をできるよう、子どもを含めあらゆる年代の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有を行う。

特に県がまん延防止等重点措置や緊急事態措置などの強い行動制限をとまう対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民や事業者などの状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

4 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。

特措法による要請や行動制限などの実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、必要最小限のものとする。

その際、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民などに対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷など新型インフルエンザ等による偏見・差別は、人権侵害であり、あってはならない。これらの偏見・差別は、患者等の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる

(2-1) 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方等

可能性がある。くわえて、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点などからも、防止すべき課題である。

対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。そのほか、感染症危機に当たっても市民の安全・安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

5 弾力的な措置

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講ずることができるよう制度設計されている。

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であることなどにより、まん延防止等重点措置や緊急事態措置は、画一的に講じられるものではなく、弾力的に判断されることに留意する。

6 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、市は特に必要があると認めるときは、特措法第24条第4項及び第36条第2項に基づき、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

7 高齢者福祉施設や障がい者施設などの社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設などの社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

8 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、国・県・市が連携して平時から防災備蓄や医療提供体制の強化を進めるとともに、市は、避難所施設の確保や、自宅療養者の避難に関する情報共有などの連携体制を整える。

また、実際に災害が発生した場合は、県および市は、国と連携して発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者などへの情報共有、避難支援等を速やかに行う。

9 記録の作成や保存

対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第5節 対策推進のための役割分担

1 国の役割

新型インフルエンザ等が発生した場合は、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体および指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、WHO（世界保健機構）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、ワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査、研究に係る国際協力の推進に努める。

こうした取組などを通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬などの早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置づけられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練などにより新型インフルエンザ等対策の点検、改善に努める。また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）および閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応を、あらかじめ決定しておく。新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

対策の実施に当たっては、推進会議などの意見を聴きつつ、対策を進める。

国民や事業者などの理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 県の役割

新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、県内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。そのため、特措法および感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応を行う。

平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者などへの医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査体制、宿

(2-1) 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方等

泊療養などの対応能力について、計画的に準備を行う。

感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。こうした取組において、保健所、感染症指定医療機関等で構成される長野県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）などを通じ、予防計画や医療計画等について協議を行う。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。

これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、P D C Aサイクルに基づき改善を図る。

3 市の役割

新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、市内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

そのため、市民に対するワクチンの接種や、生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。

対策の実施に当たっては、県や圏域市町村と緊密な連携を図る。

4 医療機関の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資などの確保などを推進する。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定および連携協議会などを活用した地域の関係機関との連携を進める。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療や通常医療の提供体制を確保するため、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者などへの医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

5 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等対策の内容や実施方法などを定めた業務計画を作成し、県知事に報告する。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(2-1) 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方等

6 登録事業者の役割

登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。

新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行う。また、新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

7 一般の事業者の役割

新型インフルエンザ等の発生時に備えて、平時から職場における感染対策を行う。

特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、準備としてマスクや消毒薬といった衛生用品などの備蓄に努めるなど、対策を行う必要がある。

市民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。

8 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用などの咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）などの個人レベルでの感染対策を実践する。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬などの衛生用品、食料品や生活必需品などの備蓄するよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策などについての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 市行動計画における対策項目等

1 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護すること」、「市民生活および地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても取り組みやすいようにするため、以下の7項目を主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活および地域経済の安定の確保

なお、政府行動計画および県行動計画においては、上記7項目のほか、「情報収集・分析」、「サーベイランス」、「水際対策」、「医療」、「治療薬・治療法」、「検査」の6項目が加わり、全13項目が主な対策項目とされており、市は必要に応じて国および県と連携し、これらについても協力して取り組む。

2 対策項目ごとの取組

市における主な対策項目である7項目は、それぞれの項目が関連しあっていることから、一連の対策として実施する必要があるため、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行う。

① 実施体制

感染症危機は市民の生命および健康や市民生活、地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、全市的な危機管理の問題として取り組み、国、県、市町村、J I H S（国立健康危機管理研究機構）、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図る必要がある。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めることが重要である。

また、新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護し、市民生活や地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、さまざまな情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別などが発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあるため、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要がある。

その時点で把握している科学的根拠などに基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、地方公共団体、医療機関、事業者などとのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民などが適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から市民などの感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活および社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。

適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげる。

特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、県では病原体の性状などを踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間などにおいて、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を行う。

特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性などに関する情報や、ワクチンおよび治療薬の開発・普及などの状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止などの見直しを機動的に行う。

④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、

(2-2) 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

このことから、新型インフルエンザ等の発生時に安全で有効なワクチンを迅速に供給するために、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、平時から、緊急時におけるワクチンの迅速な開発・供給を可能とすべく、必要な施策に取り組んでいくことが重要である。

市は、国および県と連携し、医療機関や事業者、関係団体などとともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく。また、新型インフルエンザ等の発生時において、ワクチン接種を進めるに当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑤ 保健

県等は、新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なる場合もあり、地域の感染状況や医療提供体制の状況などに応じた対策を実施し、県民生命および健康を保護する必要がある。県行動計画に基づき、保健所等において積極的疫学調査や入院調整、健康観察、検査結果の分析等を行うが、業務のひっ迫時の支援体制も想定される。

そのため、市は県が行う市町村の区域を超えたまん延防止の措置に対し協力する。

なお、この項目は今回の改定にともない新たに追加されたものである。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資などの急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資などの不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命および健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

このため、感染症対策物資などが医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄などの推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずる。

⑦ 市民生活および地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命や健康に被害が及ぶとともに、市民生活および社会経済活動に大きな影響が及ぶと考えられる。このため、県および市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民などに必要な想定や準備を行うことを勧奨する。

(2-2) 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

また、新型インフルエンザ等の発生時には、県および市は、市民生活および社会経済活動の安定確保に必要な対策や支援を行う。

事業者や市民等は、平時の準備をもとに自ら事業継続や感染防止に努める。

3 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下のとおり、複数の対策項目に共通する横断的な視点として考慮すべきである。

- ① 人材育成
- ② 国と地方公共団体との連携
- ③ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

なお、政府行動計画では、これらに加え、「研究開発への支援」、「国際的な連携」の2つを横断的視点として設定し、対策の充実・強化を図っている。

① 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人々が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

また、将来の感染症危機において地域の対策のリーダーシップをとることができる人材を確保することも重要である。

特に感染症対策に関して専門的な知見を有し、情報収集や対応策の検討を担い、さらには感染症研究や感染症対策の現場においても活躍できる人材を育成し、確保することは極めて重要である。

こうした人材の育成については、県および市町村においても、国やJ I H S（国立健康危機管理研究機構）が実施している「実地疫学専門家養成コース（FETP）」や「感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラム」などの各種研修等へ職員を参加させるとともに、これら研修等の修了者も活用しつつ、感染症対策を始め公衆衛生や疫学の専門家等の養成を地域で進め、キャリア形成を支援するほか、県および市町村における感染症対策の中核となる保健所等の人材の確保および育成やキャリア形成の支援を行うことが重要である。

このほか、リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修および訓練の実施、環境保全研究所などの感染症対策への平時からの関与

(2-2) 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

を強めることや、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための研修や訓練などの取組、日ごろからの感染症対応部門と危機管理部門との連携や連動が求められる。

加えて、災害発生時や感染症まん延時に派遣される災害・感染症医療業務従事者（DMAT、日本DPATおよび災害支援ナース）について、医療法における位置付けが設けられたことも踏まえて、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制の強化の一環として、人員の確保などに継続的に取り組む必要がある。

あわせて、新型インフルエンザ等の発生時などに地域の保健師等の専門職が保健所などの業務を支援する仕組みである「IHREAT」について地域保健法（昭和22年法律第101号）における位置付けが設けられたことを踏まえて、支援を行うIHREAT要員の確保や育成などにも継続的に取り組む必要がある。

新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応などにおける全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修や訓練、人材育成を進めることにも取り組むべきである。

また、地域の医療機関などにおいても、県、市町村や関係団体などによる訓練や研修等により、感染症を専門とする医師や看護師等の医療職、病原体分析や治療薬、ワクチンなどの研究開発に従事する研究者および治験等臨床研究を推進できる人材の育成など、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待される。

② 国と地方公共団体との連携

国との適切な役割分担のもと、県は、国が定める基本的な方針に従い、感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策を、地域の実情に応じて実施する。

そのため、市は市民に最も近い行政単位として予防接種や市民の生活支援などの役割を担う。また、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国および県との連携体制を平時から整えておく。

新型インフルエンザ等への対応では地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がりなどがあることから、新型インフルエンザ等の発生時は県と市町村との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした地方公共団体間

(2-2) 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行う。単独で対応が難しい人材育成などの平時の備えについては、平時からの地方公共団体間の広域的な連携による取組や国および県による支援などを受ける。また、新型インフルエンザ等の発生時に市民、事業者、関係機関などに対し、できるだけわかりやすく適切な情報提供・共有を行う。

新型インフルエンザ等対策に当たっては、現場を担う県および市の意見が適切に反映されるよう、平時から国との意見交換を進めておくことや、国や県と共同して訓練などを行い、連携体制を不断に確認および改善していくことが重要である。

③ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

(ア) DXの推進

近年取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況などの把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるため、新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、感染症危機対応に備えたDXを推進していくことが不可欠である。

DX推進の取組として、国において、接種対象者の特定や接種記録の管理などの予防接種事務のデジタル化および標準化による全国ネットワークの構築、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要である。

さらに、国は、DX推進に必要な、人材の育成やデータ管理のあり方の検討を進めるとともに、収集された情報の利活用の促進に向けた課題の整理や検討を進めることとしている。

国におけるこうした取組により、県および市においてもDXを推進する必要があるが、視覚や聴覚などが不自由な方などにも配慮した、市民一人ひとりへの適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

(イ) その他の新技術

新型コロナ対応においては、ワクチンにおける技術革新や、スーパーコンピュータ「富岳」を用いた感染経路等のシミュレーション、携帯電話データなどを用いた人流データの分析、スマートフォンの近接通信機能（Bluetooth）を利用した陽性者との接触を通知するアプリケーションの開発等のこれまで感染症対策に十分用いられていなかった新たな技術を

(2-2) 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

用いた取組が試みられた。これらのほか、従前よりポリオウイルスで活用していた下水サーベイランスについても、新型コロナ対策への活用が試みられた。近年、新たな技術を用いた医薬品開発や生成AIなどの技術革新がなされている。新型インフルエンザ等対策においては、新型コロナ対応での取組も含め、国の方針を注視のうえ、新技術の社会実装も念頭に対応を検討することが極めて重要である。

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

第1節 市行動計画等の実効性確保

1 EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

市行動計画などの実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

そのため、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計などのデータを活用する「EBPM」の考え方に基づいて、政策を実施する。

2 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、継続して備えの体制を維持、向上させていくことが不可欠である。新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できないものであり、自然災害等への備えと同様に、日ごろからの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

そのため、県、市や市民などが幅広く対応した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動などの取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えに関する機運の維持を図る。

3 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」という視点は災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。

そのため、県および市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組むことができるよう、働きかけを行う。

4 定期的なフォローアップと必要な見直し

訓練の実施などにより得られた改善点や、新興感染症等について新たに得られた知見など、状況の変化や県行動計画の改定にあわせて、市行動計画について、必要な見直しを行うことが重要である。

そのため、定期的なフォローアップを通じた取組の改善などに加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始

(2-3) 市行動計画の実行性を確保するための取組等

めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況なども踏まえ、おおむね6年ごとに行われる県行動計画の改定に基づき、市行動計画についても所要の見直しを行う。

また、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、県行動計画の改定状況なども踏まえ、上記の期間にかかわらず、その対応経験をもとに市行動計画の見直しを行う。

市の行動計画の見直しに当たっては、県との連携を深める観点から、県から行動計画の充実に資する情報の提供などを受ける。

県は、国からの平時からの対策の充実に資する情報の提供や好事例の横展開、必要な研修に係る情報の提供などを受けながら、平時からの新型インフルエンザ等対策の取組を充実させ、市は、県が取り入れた取組について適宜共有を受け、市の取組の支援を受ける。

5 指定（地方）公共機関業務計画

指定（地方）公共機関¹¹においても、新型コロナ対応を振り返りつつ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものにする観点から、確実な業務継続のために必要な取組を検討する。

検討の結果やDXの推進やテレワークの普及状況なども踏まえながら、業務計画の必要な見直しを行う。

¹¹ 特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関する事業者が指定されている。

第3編

新型インフルエンザ等対策の各対策項目の 考え方および取組

第3編 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1 市行動計画等の作成や体制整備・強化

市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画および県行動計画を踏まえ、市行動計画を作成し、必要に応じて見直す。その際、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

また、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員などの確保や有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、必要に応じて変更する。

市は、新型インフルエンザ等対策に適切に対応するため、研修や訓練、人材育成を進める。

2 国および県等の連携の強化

国、県、市および指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認および訓練を実施する。また、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換などを始めとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

1 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

市は、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある場合は、国、県、WHO（世界保健機構）等から新型インフルエンザ等対策に関する情報を収集し、必要に応じ、市対策情報連絡会により関係部署で情報を共有する。

また、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。

国が病原体の特性、感染拡大の状況などを踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に広く周知する。

2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

国内外において新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、速やかに市対策情報連絡会を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。

国が政府対策本部を設置した場合など必要に応じて、市対策本部を任意で設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

また、今後のワクチン接種を念頭に、必要に応じて、新型インフルエンザ等対応のための組織の検討など人員体制の強化に向け、全庁的な対応の準備を行う。

3 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について特措法第70条の2第1項による地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

1 実施体制の強化

県が県対策本部を設置した場合は、任意の市対策本部を設置し、国が決定した基本的対処方針を踏まえて体制を強化、封じ込めに向けた対応を実施する。

また、国が病原体の特性、感染拡大の状況などを踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、体制の見直しを行う。その際、新型インフルエンザ等対応のための人員が確保できるよう、初動期における検討をもとに、全庁的な協力による体制の強化を図る。

2 緊急事態宣言がなされた場合の対応

市を含む区域に対し緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置し、国が決定した基本的対処方針に基づき、県等と連携して必要な対策を実施する。その際、必要があると認めるときは、特措法第36条により緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3 職員の派遣・応援への対応

市は、新型インフルエンザ等のまん延により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、特措法第26第1項に基づき、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

4 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて特措法第70条の2第1項による地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

5 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

(1) 市対策本部の廃止

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)を行った場合は、特措法第25条(特措法第37条の規定より読み替えて準用)に基づき、遅滞なく市対策本部を廃止する。

県対策本部が廃止されたときは、市対策本部を廃止することとする。

(2) 対策の評価・見直し

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行った場合は、国の基本的対処方

(3-1-3) 実施体制 (対応期)

針に基づき対策を縮小・中止する。

また、各段階における対策に関する評価を行い、政府行動計画および同ガイドライン等の見直し、県行動計画等の見直しを踏まえ、市行動計画等の必要な見直しを行う。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

(1) 市における情報提供・共有について

市は、平時から、国、県等が発表する情報等を踏まえ、以下の内容について、市民へわかりやすい情報提供・共有を行う。

- ・感染症に関する基本的な情報
- ・基本的な感染対策(換気やマスク着用等の咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けるなど)
- ・感染症の発生状況等の情報
- ・新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等

市は、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団発生などにより地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる方の集団発生が起こるおそれがあることから、県等と連携し、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供・共有を行う。

(2) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

県、関係機関等とメールや電話などを活用して、緊急時に情報を提供できる体制を構築するとともに、インターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

第2節 初動期

1 情報提供・共有について

県等と連携し、その時点で把握している科学的知見などにに基づき、新型インフルエンザ等の特性、発生状況、感染状況、有効な感染防止対策等について市民に対し、わかりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供、リスクコミュニケーションをし、注意喚起を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大にも大きく寄与することについて啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すよう努める。

また、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を図る。

対策の実施主体となる関係部署が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて市対策本部等において調整する。

高齢者、子ども、外国籍の方、視覚や聴覚等に障がいのある方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での状況提供・共有を行う。

2 双方向のコミュニケーションの実施

コミュニケーションは、一方向の情報提供だけではなく、双方向性のものがあることに留意し、必要に応じ、市民の不安などに答えるための説明の手段を講じるとともに、発信した情報に対する受け取り手の反応なども分析し、次の情報提供に生かす。

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置し、市民等からの相談を受け付け、感染症に対する正しい知識を普及させる。

3 偏見・差別等に関する啓発

市は、国、県等と連携し、以下の内容について啓発を行う。

- ・感染症は誰でも感染する可能性があること
- ・感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ること
- ・これらの偏見・差別等は、患者等が受診行動を控えるなど、感染対策の妨げにもなること

第3節 対応期

1 実施体制

国および県等の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしながら、地域の実情を踏まえ、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、段階を上げて体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

2 情報提供・共有について

県と連携して、新型インフルエンザ等の国内外・県内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の実施主体等について、詳細にわかりやすく、迅速に情報を提供をし、注意喚起を行う。

個人レベルでの感染対策が、社会における感染拡大防止にも大きく寄与することも含め、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われる、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供・発信する。

対策の実施主体となる関係部署において情報を集約し、迅速かつ一体的な情報提供・共有を行うとともに、情報を提供する場合は、必要に応じて市対策本部等において調整する。

高齢者、子ども、外国籍の方、視覚や聴覚等に障害のある方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での状況提供・共有を行う。

情報提供を行う際は、偽・誤情報の流布などの状況も踏まえ、科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するとともに、偏見・差別などが生じることのないよう適切な情報提供・共有に努める。

国内での新型インフルエンザ等の発生初期段階には、封じ込めを念頭に感染拡大防止を徹底することが求められる。県において、不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求めた際は、県と連携し、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであることなどについて、可能な限り科学的根拠等に基づいてわかりやすく説明を行う。

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染症等が低下することなどにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、県と連携し平時への移行にともない、留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。

3 双方向のコミュニケーションの実施

国からの要請を受けてコールセンターなどの体制を維持するとともに、必要に応じて人員を増やすなど体制を強化する。

(3-2-3) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（対応期）

市民等からコールセンターなどに寄せられた問い合わせや意見、SNSなどの広がりにもなう偽・誤情報や偏見・差別、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえ、市民や関係機関がどのような情報を必要としているか把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うように努める。

また、特措法によらない基本的な感染対策に移行する時期においては、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる方がいることも考えられるため、県と連携し、市民等と双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有を通じて、対策についての理解・協力を努める。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進などを図るため、以下の取組を行う。

- ① 感染予防のため、市民に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなど、基本的な感染対策の普及を図る。
また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用などの咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
- ② 新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。
- ③ 新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、学校や職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。
- ④ 新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請などの対策について周知を図るための準備を行う。

第2節 初動期

国内外における新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供および注意喚起について、国、県、事業者などと相互に連携し、広く市民に周知する。

また、県からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

1 まん延防止対策の内容

県が必要に応じ実施する以下の取組等に対し、市は適宜協力する。

- ① 市民等に対し、換気、マスク着用などの咳エチケット、手洗い、人込みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を推奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。
- ② 事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を推奨し、又は徹底することの協力要請をする。
- ③ 公共機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ④ 感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）などを踏まえ必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。
- ⑤ 学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。
- ⑥ 国の要請を受けて医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。
- ⑦ 緊急事態措置として、学校や集会所等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）などの要請を行う。

2 時期に応じたまん延防止対策の実施

(1) 封じ込めを念頭に対応する時期

医療のひっ迫を回避し、市民の生命および健康を保護するため、県が実施する患者への対応（入院勧告や措置等）や濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）、人と人との接触を減らすための対応に協力する。

(2) 緊急事態宣言がなされた場合の措置

緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置し、国の基本的対処方針に基づき、県等と連携し、必要な対策を講じる。

(3) 病原体の性状等に応じて対応する時期

国、県による、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に応じた対応に協力する。

【参考：国による病原体の性状に応じた対応例】

ケース	対応の考え方
病原性 および 感染性が いずれも 高い場合	<ul style="list-style-type: none"> ・罹患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、感染性の高さから感染者数の増加にともない医療のひっ迫につながる。 ⇒大多数の県民の生命および健康に影響を与えるおそれがある。 (対応) ・国および県は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施も含め、強度の高いまん延防止対策を講ずる。
病原性が 高く、 感染性が 高くない 場合	<ul style="list-style-type: none"> ・罹患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである。 (対応) ・基本的には患者や濃厚接触者への対応などを徹底することで感染拡大の防止をめざす。 (なお医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合) ・国および県は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討する。
病原性が 高くなく、 感染性が 高い場合	<ul style="list-style-type: none"> ・罹患した場合のリスクは比較的低い、感染拡大のスピードが速い。 (対応) ・強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保する。 ・予防計画および医療計画に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直す。 (対策を行ってもなお、地域に医療のひっ迫のおそれが生じた場合等) ・県は、当該状況の発生を公表し、更なる感染拡大防止への協力を呼びかける。 ・国は、県を支援するため、より効果的・効率的な感染対策を実施できるよう、関係省庁や業界団体等との連携や調整、好事例の提供や導入支援、感染対策に関する助言・指導等を行う。 (なお医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合) ・国および県は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討する。

(4) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

県等と連携し、医療提供体制や感染症対策の見直しなど、市民等と双方向のリスクコミュニケーションを行いながら、病原体の性状に応じ、市民に対して場面に応じた基本的な感染対策の継続について、わかりやすく周知する。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

1 ワクチンの供給体制

県では、国からの要請を受けて、県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集し、ワクチンの供給体制に役立てる。

実際にワクチンを供給するに当たっては、医療機関単位のワクチン分配量を決定する可能性もあることから、市は、（一社）岡谷市医師会（以下、「市医師会」という。）等と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

2 接種体制の構築

（1）接種体制

新型インフルエンザ等の発生時に速やかに接種体制が構築できるよう、国が示す接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方などについて情報収集する。

また、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法などの確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。なお、必要な資材については、市行動計画実施マニュアルに定める。

居住地以外の市町村における接種を可能にするため、全国の医療機関と集合的な契約を結ぶことができるシステムについて、国の構築状況を確認し、接種体制の構築に活用するとともに、市医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材などを含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

（2）特定接種

特定接種とは、特措法に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。国は、発生したインフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に判断し、対象となる登録事業者や接種総数、接種順位など、具体的な運用を定める。

市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

また、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員等については、所属する市町村を実施主体として、集団的な接種を原則として実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を検討する。

【国が定める特定接種の対象となり得る者】

- ① 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうちこれらの業務に従事する者(以下「登録対象者」という。)に限る。
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

【特定接種の対象となり得る者の基準】

- ・住民接種よりも先に開始されるものであるため、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。
- ・国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、国および地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定地方公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。
- ・指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

(3) 登録事業者の登録に係る周知・協力

市は、国および県と連携して、事業者に対し、国が定める特定接種の対象となり得る者に関する基準、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続などを示す登録実施要領を周知するとともに、国の構築する登録事業者を管理するデータベースへの登録作業に係る周知を行う。

また、国が行う事業者の登録申請受付、基準に該当する事業者の登録について、県等からの要請に応じ、その取組などに適宜、協力する。

(4) 住民接種

国は、新型インフルエンザ等が国民の生命および健康に重大な影響を与えるものとして認められ、まん延予防上、緊急の必要があると認めるときは、対象者および期間などを指定し、都道府県知事又は都道府県知事を通し市町村長に臨時に予防接種を行うよう指示する。そのため平時から以下のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

(3-4-1) ワクチン (準備期)

- ① 国等の協力を得ながら、市民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- ② 希望する者が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、市医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。
 - i 接種対象者数
 - ii 人員体制の確保
 - iii 医師、看護師、受付担当者など医療従事者等の確保
 - iv 接種場所の確保および運営方法の策定
 - v 接種に必要な資材などの確保
 - vi 国、県および市医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - vii 接種に関する住民への周知方法
- ③ 高齢者等の接種対象者数を推計しておくなど、住民接種のシミュレーションを行うとともに、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県等と連携し、これらの者への接種体制について検討する。

接種対象者の試算方法の考え方 (「国の予防接種(ワクチン)に関するガイドライン」より)

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計 (総人口)	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計 (1-6歳未満)	D	
乳児	人口統計 (1歳未満)	E1	
乳児保護者※	人口統計 (1歳未満) × 2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生 ・高校生相当	人口統計 (6歳-18歳未満)	F	
高齢者	人口統計 (65歳以上)	G	
成人	対象地域の人口統計から 上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児 (1歳未満の者) が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- ④ 円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶなど、居住地以外の市町村における接種を可能にするよう取組を進める。
- ⑤ 国からの接種体制の具体的なモデルを示すなどの技術的な支援を受けながら、市医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、速やかに接種できるよう、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

(5) 情報提供・共有

国および県とともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性や安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位のあり方などの基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。

(6) DXの推進

市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

【参考：住民接種順位のあり方】

国は、対象者を以下の4群に分類するが、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて柔軟に対応する。

- a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者など、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - i 基礎疾患を有する者（発生した新型インフルエンザ等による病状を踏まえ、発生時に基準を示すこととされている。）
 - ii 妊婦
- b 小児（1歳未満の小児の保護者および身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- c 成人・若年者
- d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定される。

第2節 初動期

1 接種体制

(1) 接種体制の構築

国からのワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報提供・共有に基づき、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保など、市医師会の協力を得て接種体制の構築を行う。

(2) 特定接種

特定接種の対象となり得る職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内の接種体制を構築する。

また、国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する。

(3) 住民接種

市は、国により示された接種の優先順位の考え方や対象者、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえた接種ペースに応じて、速やかに接種を開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録などを管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行う。また、接種会場や勧奨方法、予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材などの確保に向けた調整を開始する。

接種の準備に当たっては、健康福祉部の平時の体制を大幅に上回る業務量が見込まれるため、総務部との調整を図り、全庁的な協力による実施体制の確保を行う。

また、接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市医師会等の協力を得て、その確保を図る。

あわせて、高齢者施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係課、関係団体と連携し、接種体制を構築する。

第3節 対応期

1 接種体制

初動期に構築した接種体制に基づき適切な接種を行う。

また、新型インフルエンザ等の流行株が変異し追加接種を行う場合においても混乱なく円滑に接種が進められるように、国や医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

2 特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢などを踏まえ、医療の提供並びに国民生活および国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めて特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国および県と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

また、市は、国からの要請があった場合は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種を行う。

3 住民接種

(1) 予防接種体制の構築

市は、国からの要請に基づき、市民が速やかに接種を受けられよう準備期、初動期において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

- ① 接種状況などを踏まえ、住民接種に対応できる接種会場を確保する。
- ② 各会場において予診および接種を適切に実施するため、医療従事者や誘導、受付のための人員、待合室や接種場所などの設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ③ 国は、接種の順位に係る基本的な考え方に加え、重症化しやすい特定のグループなど、発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報を踏まえ、住民への接種順位を決定するため、県等と連携し、国が示す接種対象者や接種の優先順位等を確認する。
- ④ 市は、接種対象者や優先順位を考慮しながら、スムーズに予約が取れるよう予約受付体制を構築し、ワクチンの供給が可能となり次第、接種を開始する。また、国の要請に基づき、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ⑤ 発熱等の症状を呈しているなど予防接種を行うことが不適当な状態にある者については接種会場に赴かないよう、広報等により周知し、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン

接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診や副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

⑥ 必要に応じ、医療機関等でも接種が可能となるよう調整する。

(2) 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、希望する全市民が速やかに接種できるよう、接種会場の増設等を検討する。

また、高齢者施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護福祉課や市医師会など関係団体と連携し、接種体制を確保する。

(3) 接種記録の管理

市は、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、また、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、国が整備したシステムを活用し、接種歴を正確に入力し、接種記録の適切な管理を行う。

(4) 健康被害救済

予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談などへの対応を適切に行う。

(5) 情報提供・共有

市が実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。

第5章 保健

第1節 対応期

1 有事体制への移行

(1) 主な対応業務の実施

県等から応援派遣要請があった場合は協力するとともに、必要に応じ県が実施する感染症対応業務を実施する。

また、県と連携し、新型インフルエンザ等に関する情報や、発生時に取るべき行動等の新型インフルエンザ等の対策について、市民に対し、わかりやすく情報提供・共有を行う。その際、高齢者、子ども、日本語が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の状況共有に当たり、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

(2) 健康観察および生活支援

市は、県が実施する健康観察に協力する。

また、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

2 感染状況に応じた取組

(1) 流行初期

市は、県等から応援派遣要請があった場合は協力するとともに、必要に応じ県が実施する感染症対応業務を実施する。自宅療養の実施に当たっては、県等の要請に基づき、必要に応じ食事の提供等を実施する。

(2) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

県と連携し、市民に対して、特措法によらない基本的な感染症対策への移行にともない留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）およびこれに伴う保健所等での対応の縮小について、丁寧に状況提供・共有を行う。

第6章 物資

第1節 準備期

県は、県行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。また、有事に医療や検査等を円滑に実施するために必要な感染症対策物資等が確保できるよう、協定締結医療機関に対し個人防護具の備蓄等を推進するほか、国と協力し、協定を締結していない医療機関等に対しても、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。

市は、市行動計画実施マニュアルに基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、備蓄品については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資および資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

第2節 初動期・対応期

県は、有事に必要な感染症対策物資等を確保するため、協定医療機関等における個人防護具の備蓄状況などを確認し、国に報告するとともに、個人防護具が不足する医療機関等へ速やかに配布できるよう準備、調整する。

市は、所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を必要とする部署に配布し、都度、備蓄状況を確認する。

新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物質などが不足するときは必要に応じ県等と融通するなど、相互に協力するよう努める。

第7章 市民生活および地域経済の安定の確保

第1節 準備期

(1) 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部署間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、DXを推進し、新型インフルエンザ等の発生時に生じる行政手続や支援金などの給付・交付等について、適切な仕組みの整備を行う。

その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

(3) 物資および資材の備蓄

市行動計画実施マニュアルに基づき備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品などを備蓄する。なお、備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資および資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

また、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬などの衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。勧奨に当たっては、市民等が適切に判断・行動できるよう、的確な情報提供に努める。

(4) 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供など）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

(5) 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

県等と連携し、火葬場の火葬能力および一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

第2節 初動期

(1) 事業継続に向けた準備等の要請

新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、県と連携し、国が必要に応じて事業者には要請する従業員の健康管理の徹底、感染が疑われる症状が見られる職員などへの休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策の準備について、周知する。

(2) 生活関連物資等の安定供給に関する市民等および事業者への呼びかけ

- ① 国は国民等に対し、生活関連物質等（食料品や生活必需品など）の購入に当たって、消費者として適切な行動をするよう呼びかける。市は県と連携し、市民等にこの内容を広く周知し意識を喚起する。
- ② 市は県と連携し、国が事業者に対して、生活関連物資の価格の高騰や買占めや売惜しみを生じさせないように要請することについて、関係団体等を通じて市内に周知する。

(3) 遺体の火葬・安置

県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設などの確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

1 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

(1) 心身への影響に関する施策

新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応など）を講ずる。

(2) 生活支援を要する者への支援

国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応などを行う。

2 教育および学びの継続に関する支援

新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、オンライン授業など教育および学びの継続に関する取組などの必要な支援を行う。

3 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活や地域経済の安定のために、物価の安定、生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めや売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

国、県および市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占めや売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

4 埋葬・火葬の特例等

県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬炉を可能な限り稼働せる。また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県を通じての国からの要請を受けて、一時的に遺体を安置する施設などを直ちに確保する。

新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となり、国等が緊急の必要があると認めて、他市町村による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続きの特例を定めた場合には、それに基づいて対応する。

5 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

(1) 事業者に対する支援

新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営や市民生活への影響を緩和し、市民生活や地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

(2) 市民生活および地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者および工業用水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、業務継続計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

県では、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、国が県警察本部に対し、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう指導・調整することに協力する。

市は、県からの要請に応じ、その取組などに適宜、協力する。

用語集

用語集

※50音・英字順

用語	内容
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。
環境保全研究所等	環境保全研究所及び長野市保健所環境衛生試験所。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラム	国内外の感染症危機管理に対応できる人材を養成するためのプログラム。国内外の感染症の知識、行政能力（マネジメント）及び国際的な対応能力の習得を図る。 IDESは、Infectious Disease Emergency Specialistの略である。
感染症指定医療機関	県行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起これないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。県および市町村対策本部は、政府対策本部長が定める基本的対処方針およびその行動計画に基づき、対策を実施する。

協定締結医療機関	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。
業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
国民生活安定緊急措置法	物価高騰や経済の異常事態に対処し、国民生活に不可欠な物資の価格と需給を調整することで、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を確保することを目的とした法律。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
国立健康危機管理研究機構 (JIHHS)	国立健康危機管理研究機構法（令和 5 年法律第 46 号）に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025 年 4 月に設立された国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。期待される役割は、以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> （1）地方衛生研究所等や諸外国とのネットワークを活用した情報収集に基づくリスク評価 （2）科学的知見の迅速な提供、対策の助言と分かりやすい情報提供・共有 （3）研究開発や臨床研究等のネットワークのハブの役割 （4）新型インフルエンザ等への対応能力向上のための専門人材の育成 （5）国際連携による新興感染症等の早期探知やリスク評価能力の向上、研究開発体制の強化

	<p>新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。</p> <p>「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか1つ以上の医療措置を実施する。</p>
個人防護具	<p>マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。</p>
サーベイランス	<p>感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。</p>
実地疫学専門家養成コース (FETP)	<p>FETP (Field Epidemiology Training Program の略) は、感染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実施するための中核となる実地疫学者を養成し、その全国規模ネットワークを確立することを目的として、J I H S が実施している実務研修。</p>
指定（地方）公共機関	<p>特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。</p>
住民接種	<p>特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。</p>
新型インフルエンザ等	<p>感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。</p> <p>本政府行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。</p>
新型インフルエンザ等緊急事態	<p>特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。</p>

新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物について、買占め及び売惜しみに対する緊急措置を定めることにより、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資することを目的とした法律。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生源・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

プレパンデミック ワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。
まん延防止等重点 措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。
ワクチン開発・生 産体制強化戦略	新型コロナウイルスによるパンデミックを契機に、我が国においてワクチン開発を滞らせた要因を明らかにし、解決に向けて国を挙げて取り組むため、政府が一体となって必要な体制を再構築し、長期継続的に取り組む国家戦略として2021年6月1日に閣議決定されたもの。
DMA T (災害派遣医療 チーム)	DMA T (Disaster Medical Assistance Team の略) は、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守るため、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。大規模災害や多くの傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性を持つほか、新興感染症に係る患者が増加し、通常の都道府県内の医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、入院調整、集団感染が発生した高齢者施設等の感染制御や業務継続の支援等を行う。

<p>D P A T (災害派遣精神医療チーム)</p>	<p>D P A T (Disaster Psychiatric Assistance Team の略) は、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。感染症に係る患者が増加し、通常都道府県内の精神保健医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、精神疾患を有する患者の入院調整、集団感染が発生した精神科医療機関等の感染制御や業務継続の支援等を行う。被災から概ね 48 時間以内に被災した都道府県において活動できる隊を日本 D P A T という。</p>
<p>E B P M</p>	<p>エビデンスに基づく政策立案 (Evidence-Based Policy Making の略)。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり (ロジック) を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス (根拠) を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。</p>
<p>I H E A T</p>	<p>I H E A T (Infectious disease Health Emergency Assistance Team の略称) は、感染症法に基づき新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合において外部の専門職を有効に活用することを目的とし、健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。</p>
<p>I H E A T 要員</p>	<p>地域保健法第 21 条に規定する業務支援員。 ※ I H E A T は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。</p>
<p>P D C A</p>	<p>Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。</p>
<p>5 類感染症</p>	<p>感染症法第 6 条第 6 項に規定する感染症。新型コロナは、2023 年 5 月 8 日に 5 類感染症に位置付けられた。</p>

岡谷市新型インフルエンザ等対策行動計画

発行年月：令和8（2026）年3月

発行者：長野県岡谷市

編集者：岡谷市健康福祉部健康推進課